

議案第 8 1 号

海老名市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

海老名市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

人事院勧告及び神奈川県人事委員会の勧告に基づき、所要の改正を行うため

海老名市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例

海老名市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例（昭和32年条例第18号）の一部を次のように改める。

第2条第5項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の205」を「100分の212.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成26年12月に支給する期末手当の特例措置）

16 平成26年12月に支給する期末手当に関する第2条第5項の規定の適用については、同項中「100分の205」とあるのは、「100分の220」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（期末手当の内払）

2 この条例による附則に1項を加える改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）が平成26年12月1日後である場合においては、改正前の第2条第5項の規定に基づいて施行日から平成26年12月15日までの間に支給された期末手当は、改正後の附則第16項の規定による期末手当の内払とみなす。